

定期高齢者用肺炎球菌予防接種のご案内

～接種の前に必ずお読みください～

1 対象者

接種日に文京区に住民登録のある方で、次の（１）または（２）に該当し、過去に23価肺炎球菌ワクチンの接種を受けていない方

（１）接種日現在で65歳の方

（現在64歳の方は、65歳の誕生日の前日から接種できます。）

（２）接種日現在60歳以上65歳未満で、心臓、じん臓、呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に重い障害のあることにより、身体障害者手帳1級をお持ちの方で、接種を希望される方。

（現在59歳の方は、60歳の誕生日の前日から接種できます。）

※（１）（２）とも、過去に23価肺炎球菌ワクチンを接種したことがある方は定期予防接種の対象外となります。

【経過措置の終了について】

高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの対象者につきましては、これまで経過措置として、その年度内に70歳、75歳80歳…等の5歳刻みの年齢になる方も対象となっておりましたが、国の審議会において令和5年度末をもって経過措置を終了とする判断がなされたため、令和6年度からは、満65歳の方のみが、定期予防接種の対象となります。

（60歳以上65歳未満で心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に重い病気のある身体障害者手帳1級所有の方は引続き対象となります。）

ただし、このご案内が届いた方でも、費用助成の有無にかかわらず、過去に23価肺炎球菌ワクチンを接種したことがある方は定期予防接種の対象外となります。

【任意予防接種費用助成制度について】

令和6年度は、定期接種や文京区の助成を受けたことのない66歳以上の方に対して、任意予防接種として費用助成制度を実施しています。なお、過去5年以内に接種を受けたことのある方が接種を受けた場合、副反応が強く出ることがあります。接種の際は、医師にご相談ください。ご希望の方には、新たに予診票を交付しますので、4ページのお問い合わせ先までご連絡ください。

2 接種費用

自己負担 1, 500円 (接種を受けた医療機関の窓口でお支払いください。)

※生活保護世帯の方は、自己負担額が「無料」と記載のある予診票または保護証明書を持参すれば自己負担が免除されます。保護証明書は文京シビックセンター9階の生活福祉課で発行します。

3 接種場所

別紙「高齢者用肺炎球菌予防接種指定医療機関一覧」に記載されている
医療機関

※ 東京23区内であれば各区の契約医療機関でも受けることができます。

詳細は、各区の予防接種窓口または、医療機関へお問い合わせください。

4 接種方法

23価肺炎球菌ワクチン0.5mlを筋肉内または皮下に1回接種します。

(1) 事前に医療機関にお問い合わせの上、予約してください。

(2) 予防接種の当日に同封の「高齢者用肺炎球菌予防接種予診票」の
医師記入欄を除く質問事項に回答し、接種医療機関へ必ずお持ちください。

5 肺炎球菌と23価肺炎球菌ワクチン

肺炎球菌は、主に気道の分泌物に含まれる細菌で、唾液などを通じて飛沫感染し、
気管支炎、敗血症、肺炎などの重い合併症を引き起こすことがあります。成人肺炎のうち、
肺炎球菌を原因とした肺炎球菌性肺炎が、25~40%を占めると言われ、特に高齢者や脾
臓摘出を受けた方、リンパ腫などの患者での重篤化が問題になっています。

肺炎球菌には、90種類以上のタイプがあり、23価肺炎球菌ワクチンはその中の23種
類のタイプに対応したワクチンです。すべての肺炎球菌感染症を予防できるわけではあ
りませんが、この23種類のタイプは、成人の重症の肺炎球菌感染症の原因の約7割を占
めるといふ研究結果があります。

なお、ワクチンの効果は、接種後、約3週間であらわれ、健康な人では少なくとも5
年間は持続すると言われています。

6 予防接種を受けることができない人

- (1) 明らかに発熱している人（通常は 37.5℃以上）
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることがあることが明らかな人
- (3) ワクチンに含まれる成分でアナフィラキシー（通常接種後 30 分以内におこるひどいアレルギー反応）を起こしたことがある人
- (4) その他、医師に予防接種を受けないほうがよいと言われた人

7 予防接種を受けるときに医師とよく相談しなくてはならない人

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患などの基礎疾患のある人
- (2) 今までに、予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた人
- (3) 今までに、ひきつけ(けいれん)を起こしたことがある人
- (4) 今までに、免疫状態の異常を指摘されたことがある人、もしくは近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- (5) ワクチンの成分に対してアレルギーを起こすおそれのある人

8 予防接種後の注意

- (1) 予防接種後、少なくとも 30 分間は、接種場所で安静にするか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。急な副反応がこの間に起こることがあります。
- (2) 接種後は、接種部位を清潔に保ちましょう。
- (3) 接種当日の激しい運動は避けましょう。
- (4) 入浴は差し支えありません。

9 23価肺炎球菌ワクチンの副反応と健康被害救済制度

予防接種の後、副反応が起こることがあります。副反応としては、接種部位の痛み・腫れ・発赤や、筋肉痛・倦怠感・頭痛・発熱の軽度のものがありますが、非常にまれにアナフィラキシー（通常接種後 30 分以内におこるひどいアレルギー反応）などの重篤なものも報告があります。

接種後、接種部位が痛みや熱をもってひどくはれたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱など異常な反応や体調の変化が生じた場合は、速

やかに医師（医療機関）の診療を受けてください。

なお、予防接種と同時に他の病気がたまたま重なって現れることもあります。

定期予防接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。

10 新型コロナウイルスワクチンとの間隔

新型コロナウイルスワクチンとの接種間隔について、原則として、新型コロナウイルスワクチンとそれ以外のワクチンは同時に接種できません。新型コロナウイルスワクチンとその他のワクチンは互いに片方のワクチンを受けてから2週間後に接種できます。

11 その他

- (1) 脾臓摘出を受けた方、無脾症の方は健康保険の対象となるため、該当の方は、医師（医療機関）にご相談ください。
- (2) 接種を受ける本人が、麻痺などがあって同意書に署名ができない場合や、認知症の症状があって正確な意思の確認が難しい場合などには、家族やかかりつけ医によって、特に慎重に本人の接種意思の有無を確認した上で、接種適応を決定する必要があります。（最終的に意思が確認できなかった場合には、予防接種法に基づく接種はできません。）

《お問い合わせ先》

文京区保健衛生部予防対策課感染症対策担当

文京区春日1-16-21 文京シビックセンター16階

TEL 03(5803)1834 / FAX 03(5803)1294